第九条の二中「平成三十年四月」を「平成三十一年四月」に、「一万四千六百五十円」を「一万四千七百九十円」に改める。

第十条の二中「平成三十年四月」を「平成三十一年四月」に、「二万六千九百四十円」を「二万七千二百円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「平成三十年四月」を「平成三十一年四月」に、「一万四千六百五十円」を「一万四千七百九十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十一年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項から第五項までの規定は、平成三十一年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十七号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十三条第一項第四号（同法附則第三条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第十五条第二項、第十六条、第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十一条の六第一項第四号、第五項及び第七項並びに第三十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「二百八十五万円」を「二百八十七万円」に、「四百二十九万円」を「四百三十二万円」に改め、同条第二号中「百四十三万円」を「百四十四万円」に改め、同条第八号ただし書中「二百四十万円」を「二百五十二万円」に改め、同号ロからニまでの規定中「十万三千円」を「十万五千円」に改め、同条第十一号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「、高等学校」を「又は高等学校」に改め、「又は修業施設へ入所する児童」を削り、同号に次のように加える。

ハ　修業施設へ入所する母子就学支度資金　二十八万二千円

第八条第一項の表母子修業資金の項中「六年」を「二十年」に改める。

第二十一条中「特例児童扶養資金」の下に「及び附則第七条第一項に規定する母子臨時児童扶養等資金」を加える。

第二十七条第三項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を、「できない受給資格者」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同項第二号中「前号」を「第一号（指定教育訓練を受ける者であるときは、前号）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（職業に必要な実践的かつ専門的なものとして法第八条第一項に規定する都道府県知事等が指定する教育訓練（以下この号及び次号において「指定教育訓練」という。）を受ける者に限る。）　当該受給資格者が当該指定教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に百分の六十を乗じて得た額（その額が八十万円を超えるときは、八十万円）

第二十八条第三項第一号中「十万円」の下に「（第一項の養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額十四万円）」を加え、同項第二号中「七万五百円」の下に「（第一項の養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額十一万五百円）」を加え、同条第四項中「三十六月」を「四十八月」に改める。

第三十一条の四の次に次の一条を加える。

（償還を免除することができる父子福祉貸付金）

第三十一条の四の二　法第三十一条の六第五項に規定する政令で定める資金は、附則第八条第一項に規定する父子臨時児童扶養資金とする。

第三十一条の五第一号中「二百八十五万円」を「二百八十七万円」に、「四百二十九万円」を「四百三十二万円」に改め、同条第二号中「百四十三万円」を「百四十四万円」に改め、同条第八号ただし書中「二百四十万円」を「二百五十二万円」に改め、同号ロからニまでの規定中「十万三千円」を「十万五千円」に改め、同条第十一号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「、高等学校」を「又は高等学校」に改め、「又は修業施設へ入所する児童」を削り、同号に次のように加える。

ハ　修業施設へ入所する父子就学支度資金　二十八万二千円

第三十一条の六第一項の表父子修業資金の項中「六年」を「二十年」に改める。

第三十六条第一号中「二百八十五万円」を「二百八十七万円」に、「四百二十九万円」を「四百三十二万円」に改め、同条第二号中「百四十三万円」を「百四十四万円」に改め、同号ロからニまでの規定中「十万三千円」を「十万五千円」に改め、同条第八号ロ及びハ中「十万三千円」を「十万五千円」に改め、同条第十一号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「若しくは」を「又は」に改め、「又は修業施設へ入所する寡婦の被扶養者」を削り、同号に次のように加える。

ハ　修業施設へ入所する寡婦の被扶養者に係る寡婦就学支度資金　二十八万二千円

第三十七条第一項の表寡婦修業資金の項中「六年」を「二十年」に改める。

附則第三条中「母子就学支度資金」の下に「並びに附則第七条第一項に規定する母子臨時児童扶養等資金」を加え、附則に次の二条を加える。